

# 鳥取県義務教育諸学校における学校評価の基本方針

平成20年2月18日  
鳥取県教育委員会

## 〈平成19年度 学校評価関係法令〉

### ◆学校教育法の改正（平成19年6月）

- ・学校教育法42条に学校評価及び情報提供に関する規定が盛り込まれました。

### ◆学校評価に係る学校教育法施行規則の一部改正に関する省令（平成19年11月）

- ・改正学校教育法第42条に基づき下記の3つが規定されました。

- ①すべての学校が自己評価を行い、その結果を公表すること
- ②すべての学校が、自己評価結果を踏まえて学校関係者評価を行いその結果を公表するよう努めること
- ③各学校が行った自己評価や学校関係者評価の結果を、当該学校の設置者に報告すること

上記の改正法を踏まえ、鳥取県としては学校評価の意義を次のように考えます。

## 1 〈学校評価の目的〉

### （1）学校運営の改善

小中学校が、教育活動及び学校運営について、単年度及び中・長期の目標とそれらを達成するための具体方策を設定し、その達成状況を評価することによって教育活動の改善を図るとともに、学校教育の質的向上に資することを目的とする。

### （2）信頼される開かれた学校づくり

小中学校が、学校評価の結果を保護者や地域住民等に説明・公表することにより、学校としての説明責任を果たすとともに開かれた学校づくりを推進する。

### （3）教育の質の保証・向上

教育委員会が、学校評価の結果に応じて、各学校に対する指導・助言や条件整備等の必要な措置を講じることにより、教育内容の充実を図る。

各県の先進事例として、次のような学校評価の成果が報告されています。  
それぞれの学校の特色を生かして、今後の取組を工夫していくことが望まれます。

### 各県の先進事例にみる学校評価の成果

#### (1)「教育活動の改善」の視点からまとめた成果

- ・ 具体的な目標設定が軸のぶれない実践を可能にする。
- ・ 年度末に次年度の取組内容が明確になる。
- ・ 「中期的ビジョン」を意識するようになる。
- ・ 今まで以上に、児童・生徒・保護者の意見に耳を傾けるようになる。

#### (2)「教職員の意識改革」の視点からまとめた成果

- ・ 学校評価システムを進めていく中で、「評価」は「指導に生かすもの」と教職員の意識が変わる。
- ・ 保護者や地域の方々に関心をもってもらい、学校に関わっていただくような様々な工夫をし情報提供に努めることによって、地域へ開かれた学校づくりにつながる。

#### (3)「保護者や地域住民の学校への協力」の視点からまとめた成果

- ・ 学校の変わる姿を見て、地域でもっと学校に協力支援をしようと、学校への関心が以前よりも格段に高まる。

#### (4)「教育委員会による支援の充実」という視点からまとめた成果

- ・ 結果から明らかになった課題に対して、具体的な対応策を講じることができる。
- ・ 市町村教育委員会主催の、学校ニーズにそった具体的な研修会の開催につながる。
- ・ 各学校を支援することによって、教育の質の保証、向上につながる。

これらの効果や目的に向けて、次のように基本的な方針や評価の形態を考えます。

## 2 〈評価の基本的な方針〉

#### (1) 教育活動の向上に資する評価

各学校は、ガイドライン等を参考にして評価項目や指標を設定し、教育活動等の総合的な状況について評価を行う。

その際、各学校の特色や地域の特性を生かし、また児童生徒の実態や前年度の教育活動の成果や課題などを踏まえて行う。

#### (2) 学校の組織活性化、教職員の指導力向上につながる評価

学校評価の計画、実行、分析・検証、改善策の更新等を通して、この取組が自律的な学校集団に成長していくことにつながり、教職員の専門性や指導力向上につながる評価とする。

#### (3) 透明性の高い開かれた評価

評価結果を広く保護者や地域住民に公表することにより、透明性の高い評価、開かれた評価となるようにする。

### 3 〈評価の3つの形態について〉

#### ・自己評価

**目的：**学校評価の最も基本かつ重要なものであって、学校の教職員が設定した目標等について、自らその達成状況や達成に向けた取組状況等を評価することにより、学校の現状と課題について把握し、今後の学校運営の改善に活用することを目的として行う。

**手法：**校長のリーダーシップの下で、学校の全教職員が参加し、予め設定した具体的かつ明確な目標に照らして、その達成状況の把握や取組の適切さ等について評価を行う。

#### ・学校関係者評価(外部評価)

**目的：**当該学校の教職員以外の者で当該学校と密接な関係のあるもの(保護者、地域住民、学校評議員、接続する学校の教職員等)が、自己評価結果を評価すること等を通じて、学校と保護者等が学校の現状と課題について共通理解を深めて連携を促し、学校運営の改善に協力してあたることを促すことを目的として行うもの。

**手法：**保護者(P T A役員等)、学校評議員、地域住民、接続する学校の教職員その他の学校関係者などの外部の評価者により構成された委員会等が、当該学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、具体的かつ明確な目標等に関する自己評価結果を踏まえて評価を行う。

#### ・第三者評価

**目的：**当該学校やそれを設置管理する主体と直接かかわりをもたない、大学や教育研究機関の職員、有識者などの専門家等による客観的・専門的立場からの評価を行うことにより自己評価・学校関係者評価では不足する部分を補い、学校やその設置者による学校運営の改善を促すことを目的として行う。

**手法：**当該学校に直接関わりをもたない専門家等が、自己評価及び学校関係者評価結果等を資料として活用しつつ、教育活動その他の学校運営全般について、専門的・客観的立場から評価を行う。

### 4 〈評価の基本的な進め方について〉

学校評価の基本的な進め方については、以下に掲げる①～⑥の考え方に基づいて進めていくものと考えます。

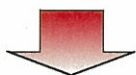
### ① 学校の「めざす姿」を明確にする

まず、学校で「どんな教育を行い、どんな児童生徒を育てるのか」をできる限り具体的に示していくこと。

学校のミッション(使命)を明らかにし、校訓・学校目標を生かしながら学校の「めざす姿」を明確にして、具体性のある計画を立案していく。

#### 〈実践のポイント〉

- [現状を把握し、課題を知る]
- [学校のよさを生かす]
- [重点事項を設定、具体的な取組を検討する]



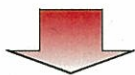
### ② 自己評価を充実する

学校の教育活動を充実させるためには、いろいろな取組の中でどんな成果が上がっているのかを自己点検、自己評価し確認することが大切である。

児童生徒の成長がより具体的に確認できることが、教職員一人一人の意欲を高め、課題の絞り込みと、解決のための組織的取組につながる。

#### 〈実践のポイント〉

- [改善・更新のための協議を充実する]
- [学校評価を推進するための組織を工夫する]



### ③ 客観性・透明性を高める

学校評価は、児童生徒のよりよい成長をめざして、学校が組織としてうまく機能しているかどうかを振り返るもの。学校の自主性を高めていくためには、家庭や地域に結果をどのように返し、どう説明責任を果たすのかが問われてくる。

学校関係者評価(外部評価)も加えながら、一層多角的な視点で課題を明確にすることが、自己評価の質を高める。

#### 〈実践のポイント〉

- [自己評価結果を公表する]
- [学校関係者評価と比較し、両評価の結果の差異を分析する]
- [達成状況を表せれるものは、目標を数値化し、客観的に捉える]



#### ④ 学校の組織全体で取り組む（組織マネジメントによる人材育成）

教職員が個々の資質や能力を十分に発揮し、協働性を高めていくことが学校組織の充実につながる。

したがって学校経営ビジョンが明確に具体的に示されること、その経営ビジョンと教職員一人一人の自己目標がつながっていくことが大切。

そのため、教職員自らが組織や自己を振り返る教職員評価育成制度との連動や、組織を活性化させ、教育課題や対策を共有し「組織マネジメント」を展開していくことが望まれる。この取組が、自律的な学校集団に成長していくことにつながり、教職員の専門性や組織としての教育力も高まっていく。

##### 〈実践のポイント〉

- [教職員一人一人の自己目標の設定と、指標等による達成状況の把握や整理、改善]
- [教職員が教育課題や対策の共有をし、組織マネジメントを展開しながら協働性を高めていく]

#### ⑤ 特に学校関係者評価に関わって

##### 1 学校関係者評価委員会の設置

- ・ 自校の教職員以外の評価者により構成
- ・ 人数は学校規模による（学校評議員を中心に構成している所が多い）

##### 2 事前の理解

- ・ 仕事の内容（委員としての役割、学校訪問の回数等）、守秘義務等を事前に確認する



### 3 学校関係者評価委員会の役割

- ア 学校から教育活動その他の学校運営の状況について、説明を受ける
  - ・ 中長期目標（学校ビジョン）、今年度の具体的目標及び各種具体的計画
  - ・ 各学校の自己評価結果及び改善方策
  - ・ その他学校関係者評価の実施に必要と考えられる資料
- イ 必要に応じ、学校訪問や教職員、生徒、保護者から意見聴取
- ウ 検証する
  - ・ 学校の自己評価が適切に行われたか
  - ・ 教育活動その他の学校運営の改善に向けた取組が適切か
- エ 評価・提言を行う（学校への提出）
  - ・ 目標の達成状況や取組状況
  - ・ 取組の適切さの検証結果
  - ・ 教育活動その他の学校運営の改善に関する意見 等

### 4 相互理解の促進

- ・ 学校関係者評価委員会と学校の間での十分な意見交換や対話を通じて、お互いの理解を深めるよう努める

## ⑥ 評価結果の公表と積極的な情報提供に関わって

- ・ 情報提供の対象に応じて工夫するとともに、広く地域住民が必要な情報を得られるようにする
- ・ 公表の仕方に工夫をし、アンケートの結果（数値）のみを公開するのではなくその結果を分析し、改善策も同時に公開する。
- ・ 個人情報の保護に留意する

#### 【公表のポイント】

- ・ 焦点を絞って、わかりやすく提示
- ・ 裏付けとなるデータを示す
- ・ 評価結果を分析し、明らかになった課題に対する改善・更新策を明示
- ・ 自己評価だけでなく、学校関係者評価を取り入れて様々な視点で見る

#### 【公表や情報提供の工夫】

- ・ P T A 総会や各種懇談会等で直接説明
- ・ 学校だより・P T A だより等で紙面説明
- ・ ホームページ等の電子媒体で説明

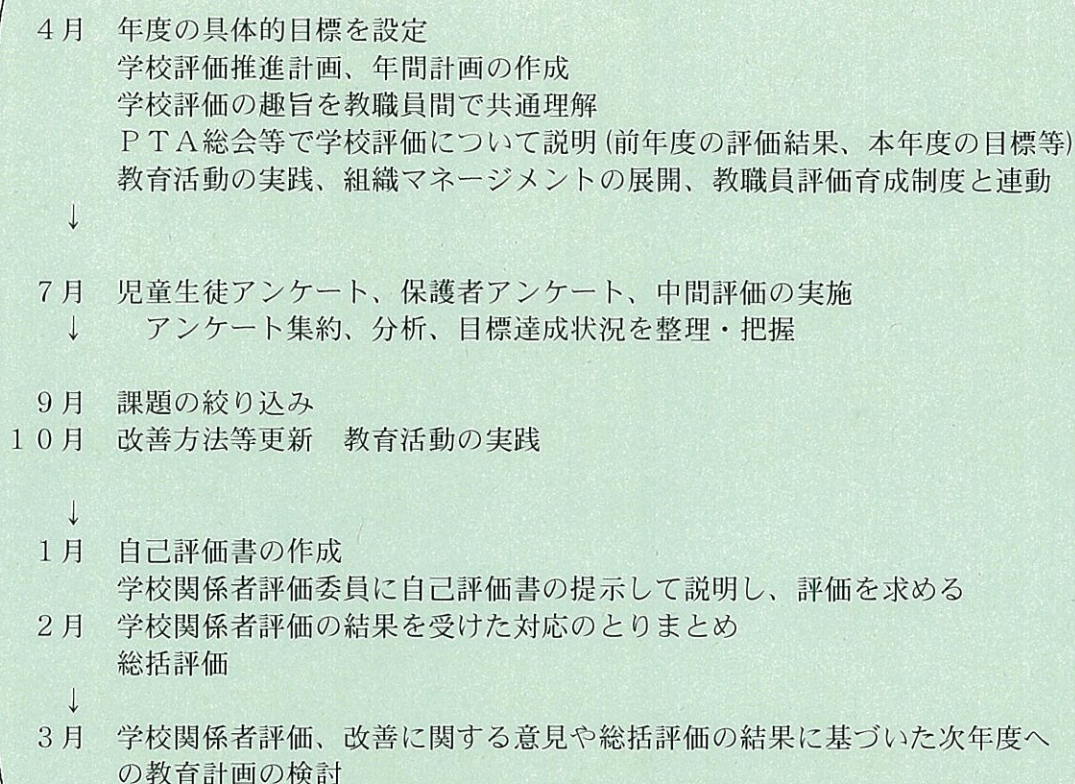
#### 【信頼される学校づくりのために】

- ・ 支援的に関わる人のネットワークを築くためにも必要な情報をオープンにし、積極的な情報提供に努めることが望まれる

## 5 学校評価の実施時期について

自己評価及び学校関係者評価の実施時期については、学校の実情を考慮すると次のように取り組むのが望ましい。

この全体構成を図示すると別紙のような概要図になります。



## ○平成20年度 重点取組事項として

各学校の現状と推進上の課題を考慮して、学校の組織活性化、質的向上につながる学校評価をめざし、鳥取県教育委員会は平成20年度下記①～③の項目に力を入れて取り組む方針です。

- ①自己評価の充実と評価結果の公表に重点をおく(視点の絞込、重点化に努めるよう働きかける)
- ②学校関係者評価の実施及び結果の公表の全校実施に向けて各学校への働きかけと指導支援を行う
- ③組織マネジメントの展開、教職員評価育成制度と連動させた学校評価の取組に努めるよう働きかける

なお、20年度の各学校への相談支援体制を計画し、市町村教育委員会と連絡を取りながら、県内の各学校の活性化につながる学校評価の充実をめざしていきたいと考えます。

## 〈学校評価に関わる 平成20年度 相談支援体制〉

### 1 学校現場の相談内容に対応した取組 【相談支援と実践研究】

- (1) 組織マネジメントと連動した学校評価の取組〔センター支援室と連携プレー〕  
→各学校の重点項目等ポイントをしばった校内研修をしてもらう講師依頼等を支援

〈学校評価に関わる 出前研修の講師陣〉

・木岡先生 ・浅野先生 ・加治佐先生 ・加藤崇英先生 等

- (2) テーマごとに分類した他県の取組等、実践事例を紹介

- ・学校評価システムの校内体制
- ・評価シート例、指標例
- ・アンケート項目例、規準例
- ・アンケート結果の表示例、公表例
- ・学校評価の成果、効果について など

〈紹介の方法例〉

- ・学校訪問時での紹介
- ・校長会連絡の中でのシリーズで紹介
- ・HPでの紹介

- (3) 随時：電話等で相談を受け、学校現場を支援（該当市町村と連絡をとりながら支援）  
・学校評価推進上の課題に対して、助言や説明、資料提供等を行う

#### ◆学校評価の推進に関する問い合わせ先

小中学校課 電話 0857-26-7915 ファクシミリ 0857-21-7525

東部教育局 電話 0857-22-1602 ファクシミリ 0857-22-1607

中部教育局 電話 0858-23-3251 ファクシミリ 0858-23-5203

西部教育局 電話 0859-31-9773 ファクシミリ 0859-35-2096

#### ◆アドバイザー派遣事業に関する問い合わせ先(支援室)

鳥取県教育センター 電話 0857-28-2352 ファクシミリ 0857-28-8513

### 2 各局ごとの学校訪問による指導・支援 【個別の訪問】

4月～7月の夏までの期間、学校計画訪問等の際、進捗状況や課題・困難点等を聞き、課題に対するアドバイスや指導支援を行う。

### 3 国の事業に関わっての計画予定の研修会等

〈4～5月：対象 事業推進地域の学校管理職を対象とするが、全県の希望管理職も可〉

- ◆学校の活性化や学校改善につながる学校運営をテーマとした講演会を企画予定

〈11～12月：対象 事業推進地域の学校管理職を対象とするが、学校関係者評価に関わる委員等の希望参加者〉

- ◆学校関係者評価の具体的実践、学校関係者評価委員の質を高める研修等、学校関係者評価をテーマとした研修会を推進地域の市町村と相談しながら企画予定

〈2月：教育研究発表大会〉

- ◆県内の学校評価実践例発表会

〈3月：事例集のまとめ〉

- ◆事例集の編集、県内の各小中学校へ配布

## ○〈市町村教育委員会の役割として〉

- ・学校教育法施行規則の一部改正に係る省令の中では、学校評価に関する教育委員会等の役割として、下記のものが定められている。
  - 教育委員会は、学校から評価結果の報告を受け、把握・検証し、必要な支援改善に努める。また、自らの取組を振り返り改善を図る。
  - 学校の自律的な改善を促すために、学校への具体的な提案や学校裁量予算等の導入充実や、学校評価の枠組みの設定、学校評価に関する研修の充実など、学校評価促進のための教育委員会のリーダーシップが求められる。
  - そのため、学校を設置する教育委員会においては、教育委員会規則等を改正し設置する学校における学校評価の実施及び公表、並びに評価の結果の設置者への報告に関する規定を置くことが望まれる。

したがって鳥取県としては、市町村教育委員会においては、今後の見通しをもって、次のように努力していただきたいと考えます。

- ・法令改正を受けて、**自己評価の充実等**、設置者としてどう支援し学校評価を推進していくか、具体的な方針を立てる
- ・学校関係者評価の進捗状況を見て、充実した**学校関係者評価**となるよう**指導や働きかけ**を行う
- ・自己評価報告書、学校関係者評価報告書の報告を受け、課題の把握・取組の検証をするとともに**報告書に基づく指導支援・整備を図る**
- ・学校評価の実施及び公表、並びに評価の結果の設置者への報告に関する規定の整備等、**省令等を参考として学校管理規則や教育委員会規則等の見直しを図る**

などの準備を進めることが望めます。

◆市町村教育委員会の管理職研修会等において、要請があれば鳥取県として学校評価や学校関係者評価に関する説明に応じるのでご相談ください。